

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和3年11月12日

県北広域振興局長 高橋 進

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 新日本橋通商株式会社

イ 株式会社ホットマン

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 西松屋久慈市役所前店・イエローハット久慈市役所前店 久慈市川崎町第2地割1番地79

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(4) 変更の年月日

ア 令和2年11月26日

イ 令和2年8月21日

(5) 変更の理由

ア 設置者の代表者の変更のため

イ 小売業者の代表者の変更のため

2 届出年月日 令和3年10月29日

3 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所